

議案第12号

京丹後市こども未来まちづくり審議会条例の一部改正について

京丹後市こども未来まちづくり審議会条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

こども基本法に基づくこども計画の策定に向け、審議会の所掌事務として明確に位置づけるため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市こども未来まちづくり審議会条例の一部を改正する条例

京丹後市こども未来まちづくり審議会条例（平成21年京丹後市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を「こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定する」に改める。

第3条第1号中「次世代育成支援対策行動計画」を「こども基本法第2条第2項に規定するこども施策」に改め、同条中第2号から第4号までを削り、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。

同条第5号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京丹後市こども未来まちづくり審議会条例(平成21年京丹後市条例第16号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市こども未来まちづくり審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月30日 条例第16号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</u> 者をいう。 (所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。</p> <p>(1) <u>次世代育成支援対策行動計画</u> <u>に関すること。</u></p> <p>(2) <u>特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。</u></p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援事業計画に関すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第4条～第10条 (略)</p>	<p>京丹後市こども未来まちづくり審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月30日 条例第16号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第1項に規定する者</u>をいう。 (所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。</p> <p>(1) <u>こども基本法第2条第2項に規定するこども施策に関すること。</u></p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 3 月 定例会

議案の 件名	議案第12号 京丹後市こども未来まちづくり審議会条例の一部改正について			政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <u>条例</u> その他（ ）
《政策等の概要》		《市民参加の状況》			
<p>こども基本法により、市町村は同法に基づく「市町村こども計画」を定め、こども施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められてる。これを受け、本市においても令和8年度にこども計画を策定し、こども施策を推進していくに当たり、その調査審議を行う京丹後市こども未来まちづくり審議会の所掌事務としてこれらを明確に位置付けるため、所要の改正を行うもの。</p>		<p>有 ・ <u>無</u> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>			
		《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
					その他
					一般財源
《政策等の必要性》		《将来にわたる効果及び経費の状況》			
<p>こども計画の策定を含むこども施策の推進にあたっては、専門的・多角的見地からの調査審議が不可欠であり、審議会の所掌事務として明確に位置付ける必要があるため。</p>		<p>審議会の所掌事務として明確に位置付けることにより、こども計画の策定を含むこども施策の推進について、専門的・多角的な視点から継続的に調査審議できる体制が確立され、こども施策を総合的かつ計画的に推進することが可能となる。</p>			
《提案に至るまでの経緯》		《総合計画等の整合》			
<p>R7.7.25 第1回審議会において、こども計画策定方針案について審議 R8.1.21 第4回審議会において、審議会条例の改正について報告</p>		まちづくり 27の施策	1	子育て支援の総合的な推進	
		○その他の計画(該当する場合のみ)			
		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
《政策等の実施時期》		担当部局		担当課	
令和8年4月1日から施行する。		こども部		こども未来課	
		添付資料（有の場合は、その名称）			
		有 <u>無</u>			